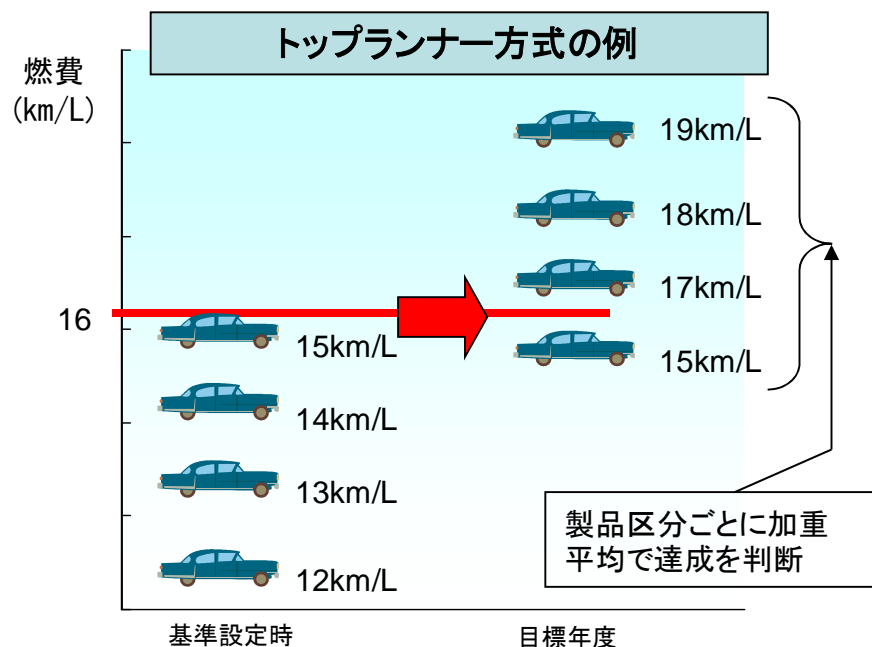


○1998年の改正省エネ法に基づき、自動車や家電等についてトップランナー方式による省エネ基準を導入している。2012年4月現在、23機器が対象となっている。

## <省エネ法に基づくトップランナー方式と対象となる機器>

- (1) 自動車の燃費基準や電気機器(家電・OA機器)等の特定機器に係る性能向上に関する製造事業者等の判断基準(以下、省エネルギー基準という。)を、現在商品化されている製品のうちエネルギー消費効率が最も優れているもの(トップランナー)の性能、技術開発の将来の見通し等を勘案して定めることとし、機械器具のエネルギー消費効率の更なる改善の推進を行う。
- (2) なお、トップランナー方式の対象となる特定機器は、エネルギーを消費する機械器具のうち以下の三要件を満たすものとされる(省エネ法第78条)。
  - ①我が国において大量に使用される機械器具であること
  - ②その使用に際し相当量のエネルギーを消費する機械器具であること
  - ③その機械器具に係るエネルギー消費効率の向上を図ることが特に必要なものであること(効率改善余地等があるもの)



## 特定機器(23機器)

- |                |             |              |
|----------------|-------------|--------------|
| 1. 乗用自動車       | 9. 磁気ディスク装置 | 17. 自動販売機    |
| 2. 貨物自動車       | 10. 電気冷蔵庫   | 18. 変圧器      |
| 3. エアコンディショナー  | 11. 電気冷凍庫   | 19. ジャー炊飯器   |
| 4. テレビジョン受信機   | 12. ストーブ    | 20. 電子レンジ    |
| 5. ビデオテープレコーダー | 13. ガス調理機器  | 21. DVDレコーダー |
| 6. 照明器具        | 14. ガス温水機器  | 22. ルーティング機器 |
| 7. 複写機         | 15. 石油温水機器  | 23. スイッチング機器 |
| 8. 電子計算機       | 16. 電気便座    |              |

# トップランナー対象機器の追加の状況



1999年度 平成11年度	2000年度 平成12年度	2001年度 平成13年度	2002年度 平成14年度	2003年度 平成15年度	2004年度 平成16年度	2005年度 平成17年度	2006年度 平成18年度	2007年度 平成19年度	2008年度 平成20年度	2009年度 平成21年度	2010年度 平成22年度	2011年度 平成23年度
◆トップランナー基準導入(4月)【9機器】												
①乗用自動車 ②貨物自動車 ③エアコンディショナー ④照明器具 ⑤テレビジョン受信機 ⑥ビデオテープレコーダー ⑦電子計算機 ⑧磁気ディスク装置 ⑨複写機 ◆機器追加(12月)【11機器】 ⑩電気冷蔵庫 ⑪電気冷凍庫												
				◆機器追加(12月)【18機器】								
				⑫電気便座 ⑬ストーブ ⑭ガス調理機器 ⑮ガス温水機器 ⑯石油温水機器 ⑰自動販売機 ⑱変圧器								
							◆機器追加(4月)【21機器】					
							⑲ジャー炊飯器 ⑳電子レンジ ㉑DVDレコーダー					
										◆機器追加(7月)【23機種】		
										㉒ルーティング機器 ㉓スイッチング機器		